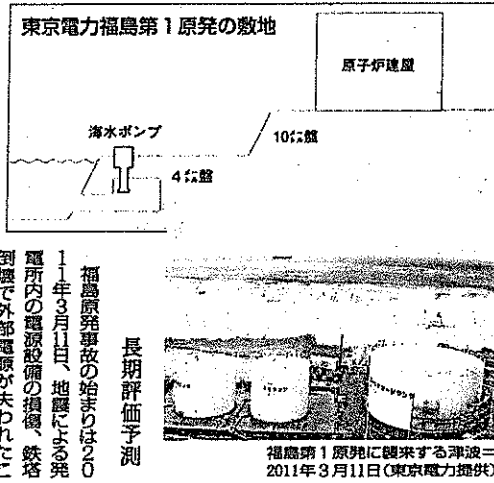


# 15.7 トル津波

# 説明あった

東京電力福島第1原発事故をめぐる業務上過失致死罪で強制起訴された東電の旧経営陣3人の刑事裁判の判決が19日、東京地裁（永刈健一裁判長）で出されます。本紙は東電株主代表訴訟が証拠として提出された捜査記録などを東京地裁で公開。これを一般に目にするのができなかった東電の内部資料を公開しています。資料はこれまでの刑事裁判で何が明らかになったのか。

（原発取材班）

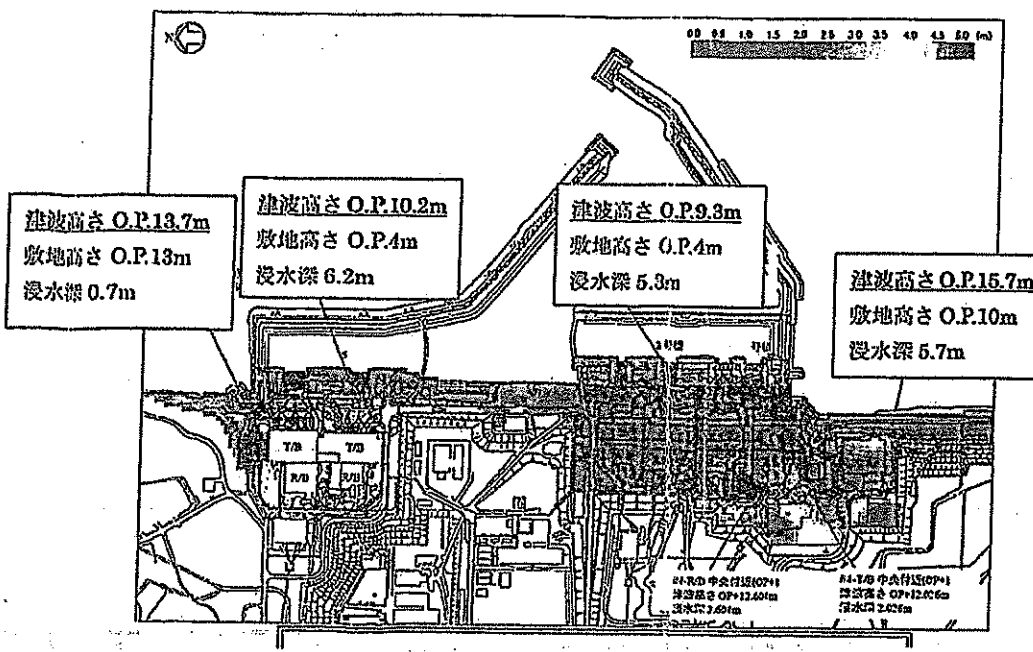


裁判の主な争点は、東電元会長の勝俣恒久（79）、いずれも元副社長の武蔵一郎（73）、武藤栄（69）の3被告が、福島第1原発の敷地を越える津波の襲来を予見できたが、事故を防げなかったと、全電源を失ったのです。

東電刑事裁判 3被告は、東京地検に二度不起訴処分がなされたが、市民が参加する検察審査会が二度にわたる議決で2016年2月、強制起訴されました。公判は17年に始まり、計3回開かれました。起訴状によると、3被告は津波の襲来で事故が発生する可能性を予見できたのに、運転停止を含む防護措置を取る義務を怠り、長時間の避難を余儀なくされた双葉病院（福島県大熊町）の入院患者ら44人を死亡させたとしていま

## 東電刑事裁判 明らかになったこと

検査官の指定弁護士は、被とめられた想定津波の計算結果が第1原発に襲来するという内容が子会社の「東電設計」に業・4.5・7.7をばらむか上務を委託し、008年3月15日、最大15.7mの高さの津波が第1原発に襲来すると推定された。



2008年6月の打ち合わせで武藤栄被告に説明された資料の一部。想定津波によって福島第1原発の敷地がどれだけの深さで浸水するかを巻いた図。右端（敷地南側）の説明書きに、津波の高さが海面から15.7m、浸水深が5.7mの記載があります（東電株主代表訴訟で証拠として提出されたもの）

本が08年7月に公表した地震予測「長期評価」をもとにしています。長期評価は、福島県沖を含む日本海溝沖のM7.5～8.0の巨大地震が、M9.0以上の津波を誘発する可能性が高いと想定されています。4月1日に公表された「長期評価」では、M9.0以上の巨大地震が誘発する津波の高さは最大15.7mと推定されています。しかし、被告の認識は、津波対策を検討していた社員の証言と大きく違いました。

この時の資料には、最大15.7mの津波が敷地内に襲来することを記載されています。ところが、翌7月31日の再度の打ち合わせで武藤被告から言われたことは、担当社員にとって予想外でした。社員は武藤被告からの前回指示された検討結果や、「防潮堤建設費削減」と記載した内容を報告。武藤被告は「検討した内容が安全な再評価の作業（バックチェック）」にあたっては、力を入れてきたと説明しました。

初公判のため東京地裁に入る（写真左から）武蔵一郎元副社長、勝俣恒久元会長、武藤栄元副社長＝2017年6月30日、東京・霞が関  
改訂指針は、津波を「地震発生に伴って、原子炉施設の影響を考慮する初見の見直し」として、最新の知見として、新たな津波を扱うかを検討していたのです。東電は当初、第1原発のバックチェック最終報告を08年6月に終える計画でした。担当した土木グループの責任者として元社員は証言、長期評価の見直しを取り入れなければ、再評価で合格しないと、「巨艦一貫」として考えていたと述べ、08年6月に武藤被告に説明した際も一貫した評価を取り入れるべきだと主張しました。

（1）